

平成 2 5 年度
地域中小商業支援事業
(地域商業再生事業)
第 2 次募集
募集要領

○本予算は、地域コミュニティの機能再生に向けた取組および商店街の構造改革を進める取組を支援します。

○募集期間

平成 2 5 年 8 月 2 3 日 (金) ～ 1 1 月 2 5 日 (月)

(経済産業局に 1 7 時必着)

※早急に事業を実施したい方のために、9 月 2 7 日 (金) までに要望書をご提出いただいた方については第 1 次先行、1 0 月 2 5 日 (金) までに要望書をご提出いただいた方については第 2 次先行として審査・採択を行います。

○お問い合わせ先

中小企業庁商業課

各経済産業局担当課 (詳細は担当課室一覧をご参照下さい)

平成 2 5 年 8 月
中小企業庁

目 次

	頁
I 事業目的-----	1
II 支援スキーム-----	1
III 事業内容、要望書類、補助事業の選定-----	2
1. 地域コミュニティ機能再生事業	
(1) 地域状況調査分析事業 -----	2
(ア) 事業内容-----	2
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助事業実施場所	
④補助対象経費	
⑤補助率	
⑥上限額及び下限額	
(イ) 要望書類-----	4
(ウ) 補助事業の選定-----	5
(2) コミュニティ機能再生事業 -----	6
【コミュニティ機能再生施設等整備事業／コミュニティ機能再生支援事業】	
(ア) 事業内容-----	7
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助事業実施場所	
④補助対象経費	
⑤補助率	
⑥上限額及び下限額	
(イ) 要望書類-----	10
(ウ) 補助事業の選定-----	11
2. 商店街等構造改革事業	
(1) 商店街等構造改革調査分析事業 -----	12
(ア) 事業内容-----	12
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助事業実施場所	
④補助対象経費	
⑤補助率	
⑥上限額及び下限額	
(イ) 要望書類-----	14
(ウ) 補助事業の選定-----	15

(2) 商店街等構造改革支援事業	17
(ア) 事業内容	17
①補助対象者	
②補助対象事業	
③補助事業実施場所	
④補助対象経費	
⑤補助率	
⑥上限額及び下限額	
(イ) 要望書類	20
(ウ) 補助事業の選定	21
IV 本補助金の要望手続き等	22
1. 募集期間	
2. 要望書類に関する注意事項	
3. 要望時の留意事項	
4. 通知	
5. 補助金の交付手続	
6. その他	
7. 提出先、お問い合わせ先	

I 事業目的

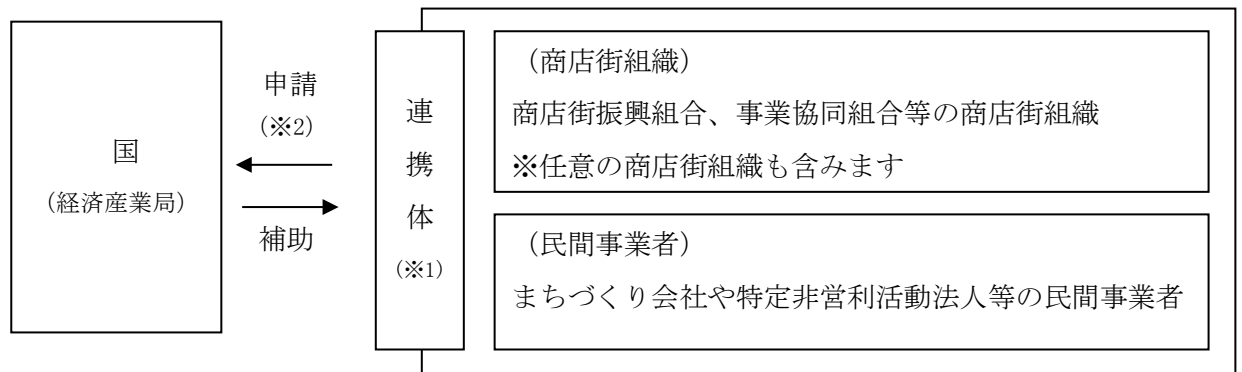
商店街等は元来、単に買い物をする場所であるのみならず、買い物に来た地域住民の憩いの場であったほか、地域の祭礼・イベントや防犯・防災等の自治活動の主体を担うなど、商品やサービスの提供の場であることを超えて、地域に住む人々とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤として、多様なコミュニティ機能を担ってきました。

近年は、郊外型商業施設の増加や少子化、高齢化等の社会構造の変化など、商店街等を巡る環境は大きく変わっており、それに伴って商店街等の衰退傾向が顕著です。他方、先般の東日本大震災では、瓦礫の残る中で地域住民に商品を提供する商店の姿が見られるなど、商店街等の有するコミュニティ機能の重要性が再認識されたところです。

本事業では、こうした地域商店街等のコミュニティ機能再生によって地域の生き活きとした商店街等が再生されることを目的として、地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを精査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と商店街組織が一体となって実施される、まちづくり計画と統合的な取組を支援するとともに、商店街等が地域のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られるよう、外部環境の変化に適合した形で構造改革を進める取組を支援します。

II 支援スキーム

1. 地域コミュニティ機能再生事業

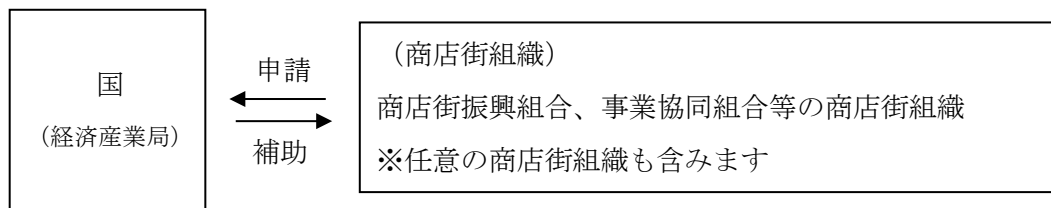


※1：商店街組織と民間事業者の連携により実施する事業であることが必要です。

(連携体を構成する商店街組織と民間事業者は、それぞれ複数であっても構いません。)

※2：連携体を構成する商店街組織と民間事業者の連名により申請を行って下さい。

2. 商店街等構造改革事業



※ 一部の事業においては、商店街組織と民間事業者との連携を認めることとします。

Ⅲ 事業内容、要望書類、補助事業の選定

1. 地域コミュニティ機能再生事業

(1) 地域状況調査分析事業

(ア) 事業内容

① 補助対象者

補助対象として連携体となる商店街組織、民間事業者はそれぞれ以下のとおりです。

○商店街組織

- ・ (a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・ (b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- ・ (a) (b) に類する組織

○民間事業者

- ・ 当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を行うことができる必要があります）。

② 補助対象事業

商店街等において地域コミュニティ機能の向上・再生に向けた新たな取組を行うにあたり、その取組内容が地域住民が求める地域共助、コミュニティの機能向上・再生に合致するものであることに加え、施設・サービス等の利用者数や採算性等の観点から、当該商店街等において、その地域で自立的に継続して取り組むべき事業であること、並びに当該商店街等が地域コミュニティの取組を行う場所として適切であることを特定するために必要な調査・分析事業。

本事業で実施する調査は、原則、以下3つの観点から行ってください。なお、その他の観点からの調査を妨げるものではありません。

【ニーズ調査】地域住民が求める地域コミュニティ機能に関する調査

地域住民が求める地域共助、コミュニティ機能を明確にすること。

【マーケティング調査】事業規模や採算性、継続性の調査

地域の人口規模、商業量や買い物動向、住民行動範囲のデータ等を活用し、適切な事業規模や利用者数の想定、自立的な事業継続性等を明確にすること。

【地域調査】地域コミュニティを担う場所としての妥当性調査

当該商店街等における地域コミュニティの現状や当該商店街等に期待されるコミュニティ機能等から当該地域において当該商店街等が地域コミュニティ機能の向上・再生の取組を実施する場所として適切であるかを明確にすること。

③補助事業実施場所（実施を検討しているコミュニティ機能再生事業の実施場所）

「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街も対象となります。また、複数の商店街組織が実施する事業の場合、それぞれの商店街等を事業実施場所とすることが可能です。

- ・共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。
- ・問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

（想定される調査対象地域）

事業実施商店街等と一体的にコミュニティを形成する周辺区域だけでなく、自治体の買い物動向調査等により特定される商圈などから、生活圏が同一と考えられる地域を特定した当該地域全体を対象とします。

④補助対象経費

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。なお、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費（※１）、会議費、会場借料、交通費、調査分析費（※２）、通信運搬費、回線使用料、借料・損料、備品費（※３）、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、

原稿料、印刷製本費

- (※1) 現地調査等に係る旅費は、定量的な調査を実施するにあたり必要最低限の人員の経費等であり、且つ、調査等により得たデータ等を調査結果として報告書等により確認しうるものをいいます。
- (※2) 調査分析費は、補助事業者が独自で調査分析を行う際に必要なデータや資料収集等に要する経費等です。
- (※3) 備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

⑤補助率

2／3以内

⑥上限額及び下限額

上限額：500万円

下限額：100万円

(イ) 要望書類

- ①地域中小商業支援事業（地域商業再生事業）要望書【必須】
- ②別紙1 地域状況調査分析事業計画書【必須】
- ③別紙2－1 地域状況調査分析事業経費配分書【必須】
- ④別紙2－2 借入金返済計画【借入がある場合】
- ⑤別紙3 その他連携組織の関与書【その他連携組織がある場合】
- ⑥別紙4 地域コミュニティ関係団体等からの推薦書【地域コミュニティ関係団体等からの推薦がある場合】
- ⑦その他、様式任意で提出が必要となる資料
 - ・商店街等区域図（商店街区を明示し、各店舗の場所が分かるもので、事業実施箇所、歩行者通行量の測定箇所及び主な集客施設、コミュニティ関係施設等を図示すること。）及び商店街等の写真【必須】
 - ・広域図（大型店、商業集積、コミュニティ関係施設等、当該商店街等を示す地図）【必須】
 - ・事業者の概要（原則直近2期の決算書類、定款、役員名簿等）【必須】

・商店街組織の合意形成を証する資料（当該事業の実施について商店街組織として合意していることが確認できる書類、総会議事録の写し等）【必須】

※商店街組織と民間事業者間の合意形成書類ではありません。

・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

注１：上記以外にも、採否の判断にあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

注２：別紙３については、補助事業者以外に本事業に連携する組織がある場合、添付してください。

注３：別紙４については、本事業を推薦する団体や機関がある場合、添付してください。

[提出方法]

上記に記載している全ての要望書類を日本工業規格に定めるＡ列４番片面印刷で２部（正１部、副１部）及び要望書類①～④を保存した電子媒体（CD-ROM １枚）を提出して下さい。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等に個別にご相談下さい。その他、提出方法に関する注意事項については「Ⅳ本補助金の要望手続き等 ２．要望書類に関する注意事項」をご確認ください。

（ウ）補助事業の選定

提出された書類に基づいて、外部有識者等による審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

＜審査のポイント＞

- ①補助金交付先としての適性（公序良俗に反する活動を行っていないか等）
- ②連携体制
- ③実施体制
- ④事業実施能力等
- ⑤経理内容・資金調達

⑥調査対象事業内容

調査に基づき実施することを予定している事業の妥当性（地域住民が求める地域共助、コミュニティ機能の向上・再生に資する事業として適切か）

⑦補助金額

補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性（対象経費が補助事業者の規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか）

⑧調査内容

ニーズ調査、マーケティング調査、地域調査における調査手法及び調査対象、調査内容等の適切性

(2) コミュニティ機能再生事業

【コミュニティ機能再生施設等整備事業／コミュニティ機能再生支援事業】

(ア) 事業内容

①補助対象者

補助対象として連携体となる商店街組織、民間事業者はそれぞれ以下のとおりです。

○商店街組織

- ・(a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・(b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- ・(a) (b) に類する組織

○民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を行うことができる必要があります）。

②補助対象事業

《コミュニティ機能再生施設等整備事業》

「(1) 地域状況調査分析事業」の結果（同等程度の調査（※）を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する施設等を整備する事業。

※ ニーズ調査、マーケティング調査、地域調査等

《コミュニティ機能再生支援事業》

「(1) 地域状況調査分析事業」の結果（同等程度の調査（※）を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）に基づき、地域住民が求める地域共助・コミュニティの機能向上・再生に資する事業（施設等の整備事業を除く）。

※ ニーズ調査、マーケティング調査、地域調査等

※補助対象事業は、以下に掲げる要件を満たす必要があります。

- (a) 当該地域で実施する地域コミュニティ機能の向上・再生の新たな取組として適切なものであること。
 - ・地域住民が求める地域共助、コミュニティの機能向上・再生に資する事業として妥当であること。

・地域住民が求める地域共助、コミュニティの機能向上・再生が、地域状況調査分析事業の結果（同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果（※）を含む。）、明確になっていること。

・地域の人口規模、商業量や買い物動向、住民行動範囲のデータ等を活用し、適切な事業規模や利用者数の想定、自立的な事業継続性等が、地域状況調査分析事業の結果（同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果（※）を含む。）、明確になっていること。

・当該商店街等における地域コミュニティの現状や当該商店街等に期待されるコミュニティ機能等から当該商店街等が地域コミュニティ機能の向上・再生の取組を実施する場所として適切であることが、地域状況調査分析事業の結果（同等程度の調査を独自に実施している場合は、当該調査結果（※）を含む。）、明確になっていること。

※ ニーズ調査、マーケティング調査、地域調査等

(b) 地域のまちづくり計画と整合的であり、市町村等の関与・協力を得て取り組む事業であること。

・事業を実施する市町村等において、当該地域のまちづくりに関する計画・方針等で掲げる方向性と整合が取れていることに加え、自立的な事業継続に向けた市町村等の積極的な関与や協力が得られていること。

注：市町村等からの関与・協力状況の確認として、別紙4「地方公共団体からの支援表明書」の提出が必須となります。また、事業実施効果報告とあわせて、市町村等の当該事業への関与・協力の取組状況を報告していただきます。

(c) 商店街等の歩行者通行量の増加、売上増加及び地域ニーズの充足等の事業実施効果が見込まれること。

・事業の実施により、当該商店街等の歩行者通行量（※1）の増加や売上増加（※2）等の波及効果が見込まれ、当該地域住民のニーズが充足されたことが事業実施後の調査結果等により明らかになること。

※1：歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、報告にあたっても、同様の手法を用いてください。

※2：売上増加には、売上高の増加のほか減少率の改善も含みます。売上高の数値目標の把握方法については、原則、商店街等を構成する過半数の店舗（組合加

入の有無は問いません) の売上高を把握してください。

③補助事業実施場所

「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街も対象となります。また、複数の商店街組織が実施する事業の場合、それぞれの商店街等を事業実施場所とすることが可能です。

- ・ 共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。
- ・ 問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

④補助対象経費

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

事業実施にあたっての初期投資に係る経費のほか、施設の維持管理、事業運営に係る経費も一部補助対象となります。但し、補助事業期間終了後の自立的な事業継続が見込まれることも審査の対象となりますので、過度に補助金に依存した資金計画とならないよう、各経費の必要性を十分に精査してください。

また、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費（※１）、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く）、土地借料（土地の所有と利用を分離した管理・運営手法を用いて、複数の地権者から一括して借り上げる場合に限る。）、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費（※２）、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費（※３）、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、アーケード等撤去に係る経費、光熱水費

- （※１）現地調査等に係る旅費は、定量的な調査を実施するにあたり必要最低限の人員の経費等であり、且つ、調査等により得たデータ等を調査結果として報告書等により確認しうるものをいいます。

(※2) 備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

(※3) 雑役務費は当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代等が対象となります。

⑤補助率

2／3 以内

⑥上限額及び下限額

上限額：5 億円

下限額：1 0 0 万円

(イ) 要望書類

①地域中小商業支援事業（地域商業再生事業）要望書【必須】

②別紙1 コミュニティ機能再生事業計画書【必須】

③別紙2-1 コミュニティ機能再生事業経費配分書【必須】

④別紙2-2 借入金返済計画【借入がある場合のみ】

⑤別紙3 その他連携組織の関与書【その他連携組織がある場合】

⑥別紙4 地方公共団体からの支援表明書【必須】

⑦別紙5 地域コミュニティ関係団体等からの推薦書【地域コミュニティ関係団体等からの推薦がある場合】

⑧その他、様式任意で提出が必要となる資料

・商店街等区域図（商店街区を明示し、各店舗の場所が分かるもので、事業実施箇所、歩行者通行量の測定箇所及び主な集客施設、コミュニティ関係施設等を図示すること。）及び商店街等の写真【必須】

・広域図（商圈、生活圏内の人口集積、大型店、商業集積、コミュニティ関係施設等、当該商店街等を示す地図）【必須】

・事業者の概要（原則直近2期の決算書類、定款、役員名簿等）【必須】

・商店街組織の合意形成を証する資料（当該事業の実施について商店街組織として合意していることが確認できうる書類、総会議事録の写し等）【必須】

※商店街組織と民間事業者間の合意形成書類ではありません。

・地域状況調査分析事業の調査結果（同等程度の調査を独自に実施している場合は、当

該調査結果を含む。)【必須】

- ・地方公共団体のまちづくり計画に関する資料【必須】
- ・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

注1：上記以外にも、採否の判断にあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

注2：別紙3については、補助事業者以外に本事業に連携する組織がある場合、添付してください。

注3：別紙5については、本事業を推薦する団体や機関がある場合、添付してください。

[提出方法]

上記に記載している全ての要望書類を日本工業規格に定めるA列4番片面印刷で2部（正1部、副1部）及び要望書類①～④を保存した電子媒体（CD-ROM1枚）を提出して下さい。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等に個別にご相談下さい。その他、提出方法に関する注意事項については「IV本補助金の要望手続き等 2. 要望書類に関する注意事項」をご確認ください。

(ウ) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、外部有識者等による審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

＜審査のポイント＞

- ①補助金交付先としての適性（公序良俗に反する活動を行っていないか等）
 - ②連携体制
 - ③実施体制・実施能力等
 - ④経理内容・資金調達
 - ⑤収支計画・自立化計画
 - ⑥補助金額
- ・補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性（対象経費が補助

事業者の規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか)

⑦事業内容

- ・実施事業は地域住民が求める地域共助、コミュニティの機能向上・再生に資する取組として妥当か
- ・地域状況調査分析事業（同等程度の調査を独自に実施している場合は当該調査を含む）の調査（※）結果として、実施事業の妥当性が確認できるか
- ※ ニーズ調査、マーケティング調査、地域調査等

⑧調査結果

- ・「地域状況調査分析事業」やそれに類する調査の結果として、実施事業の妥当性が確認できるか

⑨事業効果

- ・事業実施による効果（事業を実施する商店街等における歩行者通行量の増加及び売上増加、地域ニーズの充足）
- ・数値目標の設定方法及び算出根拠、効果検証手法、検証後の対応方法の適切性（売上目標については、①人口規模が同程度であって②立地条件が似通っている③商店街等の成功事例を選出し、その年間販売額と照らして意欲的な目標になっているかについて審査します。なお、その目標が全国的に普及するものとしてふさわしい意欲的なものであることもあわせて審査します。）

⑩まちづくり計画との整合性及び自治体の関与

2. 商店街等構造改革事業

(1) 商店街等構造改革調査分析事業

(ア) 事業内容

①補助対象者

補助対象者は以下に掲げる要件に該当する商店街組織とします。ただし、一部の事業においては、商店街組織と民間事業者（※）との連携を認めることとします。

- ・(a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・(b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- ・(a) (b) に類する組織

※民間事業者とは、当該地域のまちづくりや商業活性化、担い手の育成等の事業

に取り
組むことができる者（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を行うこと
ができ
ることが必要です）とします。

②補助対象事業

商店街等の構造改革に資する取組を行うにあたり、その取組内容が、財務状況の改善のみにとどまらず、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地域に必要とされるコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化を図る上で必要な取組であることを確認するために必要な調査・分析事業。

本事業で実施する調査は、実施を検討している構造改革事業に即した調査であり、かつ、以下の点が確認できる調査でなければなりません。

○外部環境の変化

人口規模、高齢化率、空き店舗率、消費者の購買力等のデータ調査等により、当該商店街を取り巻く地域の環境変化の状況を明確にすること

○財務状況の改善

マーケティング調査やシミュレーション調査等により、構造改革事業実施前と構造改革事業実施後で財務状況の改善が図られるかどうかを明確にすること

○当該商店街等のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化

ニーズ調査等により、構造改革事業を実施したうえで、当該商店街等のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られるかどうかを明確にすること

③補助事業実施場所（実施を検討している商店街等構造改革支援事業の実施場所）

「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街も対象となります。また、複数の商店街組織が実施する事業の場合、それぞれの商店街等を事業実施場所とすることが可能です。

- ・ 共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。

- ・問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

(想定される調査対象地域)

事業実施商店街等及び自治体の買い物動向調査等により特定される商圈などから生活圏が同一と考えられる地域を特定した当該地域全体を対象とします。

④補助対象経費

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。なお、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費（※１）、会議費、会場借料、交通費、調査分析費（※２）、通信運搬費、回線使用料、借料・損料、備品費（※３）、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費

- （※１）現地調査等に係る旅費は、定量的な調査を実施するにあたり必要最低限の人員の経費等であり、且つ、調査等により得たデータ等を調査結果として報告書等により確認しうるものをいいます。
- （※２）調査分析費は、補助事業者が独自で調査分析を行う際に必要なデータや資料収集等に要する経費等です。
- （※３）備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。（備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。）

⑤補助率

２／３以内

⑥上限額及び下限額

上限額：５００万円

下限額：１００万円

(イ) 要望書類

- ①地域中小商業支援事業（地域商業再生事業）要望書【必須】
 - ②別紙１ 商店街等構造改革調査分析事業計画書【必須】
 - ③別紙２－１ 商店街等構造改革調査分析事業経費配分書【必須】
 - ④別紙２－２ 借入金返済計画【借入がある場合】
 - ⑤その他、様式任意で提出が必要となる資料
 - ・商店街等区域図（商店街区を明示し、各店舗の場所が分かるもので、事業実施箇所、歩行者通行量の測定箇所及び主な集客施設、コミュニティ関係施設等を図示すること。）及び商店街等の写真【必須】
 - ・広域図（大型店、商業集積、コミュニティ関係施設等、当該商店街等を示す地図）【必須】
 - ・事業者の概要（原則直近２期の決算書類、定款、役員名簿等）【必須】
 - ・商店街組織の合意形成を証する資料（当該事業の実施について商店街組織として合意していることが確認できる書類、総会議事録の写し等）【必須】
- ※商店街組織と民間事業者間の合意形成書類ではありません。
- ・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

注１：上記以外にも、採否の判断にあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

[提出方法]

上記に記載している全ての要望書類を日本工業規格に定めるＡ列４番片面印刷で２部（正１部、副１部）及び要望書類①～④を保存した電子媒体（CD-ROM １枚）を提出して下さい。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等に個別にご相談下さい。その他、提出方法に関する注意事項については「Ⅳ本補助金の要望手続き等 ２．要望書類に関する注意事項」をご確認ください。

(ウ) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、外部有識者等による審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

<審査のポイント>

- ①補助金交付先としての適性（公序良俗に反する活動を行っていないか等）
- ②経理内容・資金調達
- ③実施体制・実施能力等
- ④調査対象事業内容
 - 調査に基づき実施することを予定している事業の妥当性
 - ・商店街等の構造改革に資する事業として適切か
 - ・財務状況の改善のみにとどまらず、商店街等を持続可能なものとする構造改革を高める事業か
- ⑤補助金額
 - 補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性（対象経費が補助事業者の規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか）
- ⑥調査内容
 - 調査手法及び調査対象、調査内容等の適切性

(2) 商店街等構造改革支援事業

(ア) 事業内容

①補助対象者

補助対象者は以下に掲げる要件に該当する商店街組織とします。ただし、一部の事業においては、商店街組織と民間事業者（※）との連携を認めることとします。

- ・ (a) 商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・ (b) 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- ・ (a) (b) に類する組織

※民間事業者とは、当該地域のまちづくりや商業活性化、担い手の育成等の事業に取り

組むことができる者（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を行うことができ

ることが必要です）とします。

②補助対象事業

商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、商店街等構造改革調査分析事業等の結果（同等程度の調査（※）を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。）に基づき、財務状況の改善のみにとどまらず、商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した構造改革と認められ、その結果、地域のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られる事業。（必ずしも、本補助事業において、コミュニティ事業を実施することを求めるものではありません。）

※実施を検討している構造改革事業に即した調査であり、かつ、外部環境の変化、財務状況の改善及び当該商店街等のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られるかどうかを明確にする調査。

(例)

- ・ 店舗の集約・・・人口減少等の周辺環境の変化に対応するため、店舗の集約、街区の再整備、商業床の分割等、商店街等のダウンサイジング等、構造改革に資する事業
- ・ 共同事業・・・商店街組織の収益改善に資するとともに、商店街組織の構造改革と認められる共同事業

- ・担い手の育成・・・次世代のリーダー育成等により商店街組織の体質強化の構造改革に資する事業
- ・新陳代謝促進・・・流動性の低い空き店舗活用等の新陳代謝を促し商店街等の構造改革に資する事業

※なお、補助対象要件を満たすためには、複数の事業を組み合わせる実施することが必要な場合もあります。

※補助対象事業は、以下に掲げる要件を満たすことが必要です。

(ア) 事業実施に際して、商店街等が構造改革に取り組むため、適切に調査・分析等が行われていること。

- ・人口規模、高齢化率、空き店舗率、消費者の購買力等のデータ調査等により、当該商店街を取り巻く地域の環境変化の状況を明確にすること。
- ・マーケティング調査やシミュレーション調査等により、構造改革事業実施前と構造改革事業実施後で財務状況の改善が図られることが明確になっていること。
- ・ニーズ調査等により、構造改革事業を実施することで、当該商店街等のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られることが明確になっていること。

(イ) 商店街等の財務状況の改善、歩行者通行量（※１）の増加及び売上増加（※２）の事業実施効果が見込まれること。

※１：歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、報告にあたっても、同様の手法を用いてください。

※２：売上増加には、売上高の増加のほか減少率の改善も含みます。売上高の数値目標の把握方法については、原則、商店街等を構成する過半数の店舗（組合加入の有無は問いません）の売上高を把握してください。

(ウ) 市町村等の関与や協力を得て取り組む事業であること。

注：市町村等からの関与・協力状況の確認として、別紙３「地方公共団体からの支援表明書」の提出が必須となります。また、事業実施効果報告とあわせて、市町村等の当該事業への関与・協力の取組状況を報告していただきます。

③補助事業実施場所

「商店街」の体をなしているところの他、下記の共同店舗や問屋街も対象となります。また、複数の商店街組織が実施する事業の場合、それぞれの商店街等を事業実施場所とすることが可能です。

- ・共同店舗・・・中小小売商業者を中心とする組合又は共同出資会社が所有し、統一的な運営を行い、中小小売商業振興法の支援対象となりうるもの。
- ・問屋街・・・個人客向けにも販売している卸売業者や小売商業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合。

※共同店舗等の建設・取得・共用部分等の改修等は、構造改革に資するものが補助対象となります。

④補助対象経費

以下の経費のうち、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。

事業実施にあたっての初期投資に係る経費のほか、施設の維持管理、事業運営に係る経費も一部補助対象となります。過度に補助金に依存した資金計画とならないよう、各経費の必要性を十分に精査してください。

また、計上された経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書等の提出を求める場合があります。

謝金、旅費（※１）、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く）、土地借料（土地の所有と利用を分離した管理・運営手法を用いて、複数の地権者から一括して借り上げる場合に限る。）、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費（※２）、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費（※３）、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、アーケード等撤去に係る経費、光熱水費

（※１）現地調査等に係る旅費は、定量的な調査を実施するにあたり必要最低限の人員の経費等であり、且つ、調査等により得たデータ等を調査結果として報告書等により確認しうるものをいいます。

(※2) 備品費は原則、レンタル、リースにより対応してください。(備品とは、当該事業のみで使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるものをいいます。)

(※3) 雑役務費は当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代等が対象となります。

⑤補助率

2／3以内

⑥上限額及び下限額

上限額：5億円

下限額：100万円

(イ) 要望書類

①地域中小商業支援事業（地域商業再生事業）要望書【必須】

②別紙1 商店街等構造改革支援事業計画書【必須】

③別紙1－1 構造改革計画書【必須】

④別紙2－1 商店街等構造改革支援事業経費配分書【必須】

⑤別紙2－2 借入金返済計画【借入がある場合のみ】

⑥別紙3 地方公共団体からの支援表明書【必須】

⑦その他、様式任意で提出が必要となる資料

・商店街等区域図（商店街等を明示し、各店舗の場所が分かるもので、事業実施箇所、歩行者通行量の測定箇所及び主な集客施設、コミュニティ関係施設等を図示すること。）及び商店街等の写真【必須】

・広域図（商圈、生活圏内の人口集積、大型店、商業集積、コミュニティ関係施設等、当該商店街等を示す地図）【必須】

・事業者の概要（原則直近2期の決算書類、定款、役員名簿等）【必須】

・商店街組織の合意形成を証する資料（当該事業の実施について商店街組織として合意していることが確認できうる書類、総会議事録の写し等）【必須】

※商店街組織と民間事業者間の合意形成書類ではありません。

・その他補助事業を具体的に説明しうる資料

注1：上記以外にも、採否の判断にあたり必要な資料の提出を求められることがあります

す。

[提出方法]

上記に記載している全ての要望書類を日本工業規格に定めるA列4番片面印刷で2部（正1部、副1部）及び要望書類①～④を保存した電子媒体（CD-ROM1枚）を提出して下さい。なお、電子媒体での提出が難しい場合、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等に個別にご相談下さい。その他、提出方法に関する注意事項については「IV本補助金の要望手続き等 2. 要望書類に関する注意事項」をご確認ください。

(ウ) 補助事業の選定

提出された書類に基づいて、外部有識者等による審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行います。よって、提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください。

必要に応じて、提出された書類の内容等について、関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

<審査のポイント>

- ①補助金交付先としての適性（公序良俗に反する活動を行っていないか等）
- ②経理内容・資金調達
- ③実施体制・実施能力等
- ④事業内容等
 - ・商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した構造改革に資する事業であるか
 - ・実施事業の妥当性が調査・分析により確認できるか
 - ・財務状況の改善のみにとどまらず、商店街等を持続可能なものとする構造改革の効果を高めるか
 - ・商店街等が地域のコミュニティ機能の自律的かつ継続的な維持・強化が図られるか
- ⑤補助金額
 - ・補助事業の各費目（内訳、単価等）に対する金額の妥当性（対象経費が補助事業者の規程等に基づくものであり、かつ、常識の範囲を超えない妥当な単価によるものであって、適正に執行されるものか）

⑥事業効果

- ・事業実施による効果（事業を実施する商店街等における財務状況の改善、歩行者通行量の増加及び売上増加）
- ・数値目標の設定方法及び算出根拠、効果検証手法、検証後の対応方法の適切性（売上目標については、①人口規模が同程度であって②立地条件が似通っている③商店街等の成功事例を選出し、その年間販売額と照らして意欲的な目標になっているかについて審査します。なお、その目標が全国的に普及するものとしてふさわしい意欲的なものであることもあわせて審査します。

⑦地方公共団体との連携状況等

IV. 本補助金の要望手続き等

1. 募集期間

平成25年8月23日（金）～11月25日（月）

※早急に事業を実施したい方のために、9月27日（金）までに要望書をご提出いただいた方については第1次先行、10月25日（金）までに要望書をご提出いただいた方については第2次先行として審査・採択を行います。

2. 要望書類に関する注意事項

- (1) 要望書類に不備のある場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 要望書類の用紙の大きさはA列4番とし、片面印刷とします。調査報告書等の冊子や写真、図面等について、A列4番片面印刷での提出が難しい場合、原本2部及び電子媒体の提出をお願いします。
- (3) 各項目の内容について別紙を添付する場合は、単に「別紙添付」とせず、概要を記載した上で「詳細については別紙添付」等と記入してください。
- (4) 上記以外にも審査に当たり、書類等の提出を求める場合があります。また、原則、一度提出された書類の返却はできませんのでご了承ください。
- (5) 採択決定に係る審査は、提出された要望書類による書面審査によって行います（必要に応じてヒアリング等を行う場合もあります）。したがって、要望書類（添付資料を含むすべての書類）は、事業内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載してください。特に事業の内容、事業計画や期待される効果の見込み値・根拠等については、記載要領中の注意事項等を参考に、適宜、具体的数字や図表等を用いて、わかりやすく説明してください。

- (6) 添付書類、参考資料等について、手書きで差し支えありませんので、ページ右上に「添付資料〇ー〇関連」と記載してください。
- (7) 提出する要望書類には、書類ごとに、手書きで差し支えありませんので、必ず通しのページ番号を書類下部中央に付けてください。

3. 要望時の留意事項

- (1) コミュニティ機能再生事業の活用にあたっては、地域状況調査分析を実施した上で、その結果を踏まえてコミュニティ機能再生事業を要望することが原則になります。ただし、地域状況調査分析事業で実施すべき調査分析と同等程度の調査を既に行っており、当該地域に必要なコミュニティの機能、取組内容等が特定されている場合には、地域状況調査分析事業を実施していない場合であっても、コミュニティ機能再生事業の要望を行うことができます。また、その場合であって、当該事業に関連する追加の調査を平行して実施することが可能です。
- (2) 商店街等構造改革支援事業の活用にあたっては、商店街等構造改革調査分析を実施した上で、その結果を踏まえて商店街等構造改革支援事業を要望することが原則になります。ただし、商店街等構造改革調査分析事業で実施すべき調査分析と同等程度の調査を既に行っており、商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した取組内容等であることが確認できている場合には、商店街等構造改革調査分析事業を実施していない場合であっても、商店街等構造改革支援事業の要望を行うことができます。また、その場合であって、当該事業に関連する追加の調査を平行して実施することが可能です。
- (3) 補助対象事業は、年度内に完了するものに限りです。(ただし、事業実施後、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。)

4. 通知

選定結果（採択又は不採択）について、後日、各経済産業局等から補助事業者へ通知します。

5. 補助金の交付手続

採択となった補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び地域商業再生事業費補助金交付要綱に基づき、できる限り速やかに交付申請書を経済産業

局長（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長）に提出していただくことになります。
その後、交付決定を行い、事業開始となります。

6. その他

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- （１）補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- （２）補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- （３）補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- （４）補助事業者は、交付年度終了後の５年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません（地域状況調査分析事業及び商店街等構造改革調査分析事業を除く）。あわせて、市町村等の補助事業への関与・協力の取組状況を報告しなければなりません。また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。なお、報告された内容について公表を行う場合があります。
- （５）補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- （６）補助事業者は、取得財産等のうち、一部処分を制限される財産（以下「処分制限財産」）があります。処分制限財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（処分制限財産の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分をする場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を国に納付しなければなりません。
- （７）補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。
- （８）補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、交付の翌年度４月１０日までに補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、

事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。) また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続き、財務省の承認を得たうえで、当該部分にかかる補助金が概算払いされることもあります。

(9) 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中(当該年の4月1日から翌年の3月31日まで)に終了(発注～支払)するものに限られます。なお、交付決定日以前に発生した経費(発注を含む。)は対象となりません。したがって、事業の着手は交付決定以降となります。

(10) 補助事業者は、補助事業により整備された施設の運営、貸与、実施した事業等により相当な収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。

7. 提出先、お問い合わせ先

要望書の提出先は、当該事業を実施する地域を管轄する経済産業局等となります。その他、質問・相談等ございましたら、以下の所管経済産業局担当課室または中小企業庁商業課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
中小企業庁 商業課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL:03-3501-1929	—
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 TEL:022-221-4914	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0318	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL:052-951-0597	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 TEL:06-6966-6025	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL:082-224-5653	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8524	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL:092-482-5456	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL:098-866-1731	沖縄県